

市第93号議案

みなとみらい公共駐車場の公共施設等運営権の設定

次のようにみなとみらい公共駐車場の公共施設等運営権を設定する。


令和 2 年 12 月 4 日 提出

横浜市長 林 文 子

- 1 公共施設等の名称
みなとみらい公共駐車場
- 2 公共施設等運営権者
西区みなとみらい一丁目 1 番 1 号
株式会社横浜国際平和会議場
代表取締役 渡 辺 巧 教
社 長
- 3 公共施設等の立地
西区みなとみらい一丁目 3 番の 1 の一部
- 4 公共施設等の規模及び配置
 - (1) 規模
面積 51,051.30 平方メートル
 - (2) 配置
別図のとおり
- 5 公共施設等運営権に係る公共施設等の運営等の内容
 - (1) 統括管理業務
 - (2) 運営業務
 - (3) 維持管理及び保全業務
- 6 公共施設等運営権の存続期間
令和 3 年 4 月 1 日から令和 22 年 3 月 31 日まで

公共施設等運営権の設定に係る対象施設の配置図



凡 例	
--- --	町 界
	対象施設

提 案 理 由

みなとみらい公共駐車場の公共施設等運営権を設定したいので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第 19 条第 4 項の規定により提案する。

参 考

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（抜粋）

（公共施設等運営権の設定の時期等）

第 19 条 （第 1 項から第 3 項まで省略）

- 4 公共施設等の管理者等（地方公共団体の長に限る。）は、第 1 項の規定により公共施設等運営権を設定しようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。